

「災害時における支援に関する協定締結」

平成 30 年 7 月 30 日（月）午後 3 時
場所 糸満市役所 3 階 庁議室



上原昭糸満市長と久高兼一会長・近藤哲氏司代表理事 協定書を掲げての記念撮影

糸満市と沖縄県土地家屋調査士会、公益社団法人沖縄県公共嘱託登記土地家屋調査士協会において「災害時における支援に関する協定書」が締結されました。

同協定は、市内で発生した災害に対し「住家の被害認定」、「罹災証明の相談業務」、及び「登記や境界紛争に関する相談対応」などについて知見を有する 2 団体と予め協定を締結することで、被災者の迅速かつ円滑な生活再建につなげるための体制整備を目的としています。

上原昭糸満市長は「皆さまと専門知識を活かした家屋の被害認定や相談業務の体制を構築できたことは、本市の防災力の向上に繋がるものと期待しています」とあいさつされました。また当会の久高兼一会長からは「糸満市民の皆さまのために、迅速かつ円滑な生活再建ができるようご協力させていただきます。また報道関係者の皆様にはこの協定締結が県下各市町村にも広く周知していただきますように」とあいさつしました。